

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
新旧対照条文 目次

○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号）（抄）（第一条関係）	1
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）（第二条関係）	2
○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）（第三条関係）	3
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（第四条関係）	4
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第五条関係）	5
○ 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）（抄）（第六条第一号関係）	6
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄）（第六条第二号関係）	7
○ 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）（第六条第三号関係）	9
○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）（抄）（第六条第四号関係）	10
○ 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（抄）（第七条関係）	11
○ 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）（抄）（第八条関係）	12
○ 行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（抄）（第九条関係）	13
○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（第十条関係）	15
○ 行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（抄）（第十一条関係）	16
○ 法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（抄）（第十二条関係）	17
○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第十三条関係）	19

改正案	現行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、 沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百八十一（略）</p> <p>百八十二 使用済燃料再処理機構</p> <p>百八十三 外国人技能実習機構</p> <p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立 行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百二十八（略）</p> <p>百二十九 使用済燃料再処理機構</p> <p>百三十 外国人技能実習機構</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、 沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百八十一（略）</p> <p>百八十二 使用済燃料再処理機構</p> <p>（新設）</p> <p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立 行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百二十八（略）</p> <p>百二十九 使用済燃料再処理機構</p> <p>（新設）</p>

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第十（第六十条の二関係） 一〇八十四（略） 八十五 使用済燃料再処理機構 八十六 外国人技能実習機構	別表第十（第六十条の二関係） 一〇八十四（略） 八十五 使用済燃料再処理機構 （新設）

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十九号から第百八十七号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一 四十六 （略）</p> <p>四十七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八条第二項に規定する交付金</p> <p>四十八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第 号）第九十六条の規定による交付金</p> <p>四十九 百八十七 （略）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十八号から第百八十六号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一 四十六 （略）</p> <p>四十七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八条第二項に規定する交付金</p> <p>（新設）</p> <p>四十八 百八十六 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百三十四（略）</p> <p>百三十五 使用済燃料再処理機構</p> <p>百三十六 外国人技能実習機構</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百十九（略）</p> <p>百二十 使用済燃料再処理機構</p> <p>百二十一 外国人技能実習機構</p>	<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百三十四（略）</p> <p>百三十五 使用済燃料再処理機構</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百十九（略）</p> <p>百二十 使用済燃料再処理機構</p> <p>（新設）</p>

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、 沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓百七 （略）</p> <p>百八 使用済燃料再処理機構</p> <p>百九 外国人技能実習機構</p> <p>第四十三条 （略）</p> <p>2 〓6 （略）</p> <p>7 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第四百十条第一項の 項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫の ほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓百四 （略）</p> <p>百五 使用済燃料再処理機構</p> <p>百六 外国人技能実習機構</p> <p>8・9 （略）</p>	<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、 沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓百七 （略）</p> <p>百八 使用済燃料再処理機構 （新設）</p> <p>第四十三条 （略）</p> <p>2 〓6 （略）</p> <p>7 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第四百十条第一項の 項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫の ほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓百四 （略）</p> <p>百五 使用済燃料再処理機構 （新設）</p> <p>8・9 （略）</p>

○ 国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）（抄）（第六條第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金連合会、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、地方競馬全国協会、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本年金機構、農業共済組合及び農業共済組合連合会とする。</p>	<p>国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金連合会、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、地方競馬全国協会、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本年金機構、農業共済組合及び農業共済組合連合会とする。</p>

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄）（第六条第二号関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、高圧ガス保安協会、広域的運営推進機関、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協</p>	<p>（法第二条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、高圧ガス保安協会、広域的運営推進機関、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援セン</p>

会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

ター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

○ 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）（第六条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公的統計の作成主体となるべき法人） 第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖繩科学技術大学院大学学園、沖繩振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</p>	<p>（公的統計の作成主体となるべき法人） 第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖繩科学技術大学院大学学園、沖繩振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</p>

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）（抄）（第六条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二条第五号口の政令で定める法人）</p> <p>第二条 法第二条第五号口の政令で定める法人は、<u>沖縄科学技術大学院大学</u>、<u>沖繩振興開發金融公庫</u>、<u>外国人技能実習機構</u>、<u>株式会社国際協力銀行</u>、<u>株式会社日本政策金融公庫</u>、<u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構</u>、<u>国立大学法人</u>、<u>大学共同利用機関法人</u>、<u>日本銀行</u>、<u>日本司法支援センター</u>、<u>日本私立学校振興・共済事業団</u>、<u>日本中央競馬会</u>、<u>日本年金機構</u>、<u>農水産業協同組合貯金保険機構</u>、<u>放送大学学園及び預金保険機構</u>とする。</p>	<p>（法第二条第五号口の政令で定める法人）</p> <p>第二条 法第二条第五号口の政令で定める法人は、<u>沖縄科学技術大学院大学</u>、<u>沖繩振興開發金融公庫</u>、<u>株式会社国際協力銀行</u>、<u>株式会社日本政策金融公庫</u>、<u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構</u>、<u>国立大学法人</u>、<u>大学共同利用機関法人</u>、<u>日本銀行</u>、<u>日本司法支援センター</u>、<u>日本私立学校振興・共済事業団</u>、<u>日本中央競馬会</u>、<u>日本年金機構</u>、<u>農水産業協同組合貯金保険機構</u>、<u>放送大学学園及び預金保険機構</u>とする。</p>

○ 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
別表（第一条、第二条、第六条関係）							
(略)	危険物保安技術協会	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）	外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第 号）	資本金	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	資本金
(略)	危険物保安技術協会	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫
別表（第一条、第二条、第六条関係）							
(略)	危険物保安技術協会	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）	(新設)		沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫

○ 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）（抄）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（<u>抵当権等の設定等の登記等が課税される普通法人の資本金等の額</u>） 第二十六条 法別表第三の<u>一の三の項及び一</u>の四の項に規定する政令で定める金額は、五億円とする。</p>	<p>（<u>抵当権等の設定等の登記等が課税される普通法人の資本金等の額</u>） 第二十六条 法別表第三の<u>一の二の項及び一</u>の三の項に規定する政令で定める金額は、五億円とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）<u>第四条第二項第二号の政令で定める法人は、外国人技能実習機構、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、漁船保険中央会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、広域的運営推進機関、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農水産業</u></p>	<p>（申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）<u>第四条第二項第二号の政令で定める法人は、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、漁船保険中央会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、広域的運営推進機関、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農水産業協同組合貯金保険機構</u></p>

協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、水先人会、預金
保険機構及び労働災害防止協会とする。

、防災街区整備事業組合、水先人会、預金保険機構及び労働災害
防止協会とする。

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（退職手当通算法人）</p> <p>第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇八十四（略）</p> <p>八十五 使用済燃料再処理機構</p> <p>八十六 外国人技能実習機構</p> <p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）</p> <p>第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十四（略）</p> <p>十五 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構</p> <p>十六 外国人技能実習機構</p>	<p>（退職手当通算法人）</p> <p>第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇八十四（略）</p> <p>八十五 使用済燃料再処理機構</p> <p>（新設）</p> <p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）</p> <p>第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十四（略）</p> <p>十五 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構</p> <p>（新設）</p>

○ 行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（抄）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人） 第十七条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一～十四 （略） 十五 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 十六 外国人技能実習機構</p>	<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人） 第十七条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一～十四 （略） 十五 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 （新設）</p>

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 二十四（略）</p> <p>二十五 公証人、人権擁護委員及び保護司並びに日本司法支援センター及び外国人技能実習機構の役員の身分に関する事 二十六 四十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（入国管理局の所掌事務）</p> <p>第十条 入国管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 本邦における外国人の在留に関する事（大臣官房の所掌に属するものを除く。）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（人事課の所掌事務）</p> <p>第十六条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 三（略）</p> <p>四 公証人、人権擁護委員及び保護司並びに日本司法支援センター及び外国人技能実習機構の役員の身分に関する事 五 六（略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 二十四（略）</p> <p>二十五 公証人、人権擁護委員、保護司及び日本司法支援センターの役員の身分に関する事 二十六 四十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（入国管理局の所掌事務）</p> <p>第十条 入国管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 本邦における外国人の在留に関する事。</p> <p>三・四（略）</p> <p>（人事課の所掌事務）</p> <p>第十六条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 三（略）</p> <p>四 公証人、人権擁護委員、保護司及び日本司法支援センターの役員の身分に関する事 五 六（略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p>

第五十四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十 (略)

十一 外国人技能実習機構の組織及び運営に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)

十二 前各号に掲げるもののほか、入国管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(入国在留課の所掌事務)

第五十五条 入国在留課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 外国人の中長期の在留の管理に関する事(大臣官房及び総務課の所掌に属するものを除く。)

四〇六 (略)

第五十四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十 (略)

(新設)

十一 前各号に掲げるもののほか、入国管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(入国在留課の所掌事務)

第五十五条 入国在留課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 外国人の中長期の在留の管理に関する事。

四〇六 (略)

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（海外協力課の所掌事務） 第九十条 海外協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 職業能力開発局の所掌事務に係る国際協力に関すること。 二 外国人技能実習機構の組織及び運営一般に関すること。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（海外協力課の所掌事務） 第九十条 海外協力課は、職業能力開発局の所掌事務に係る国際協力に関する事務をつかさどる。 （新設）</p>